

2008年2月21日

国土交通省 住宅局 建築指導課長
水流 潤太郎 殿

(社)日本建築構造技術者協会
会長 木原 碩美

大臣認定構造計算プログラムの実供用について

2008年1月21日に発足した大臣認定構造計算プログラムに関するコンソーシアム(以下、コンソーシアム)において、プログラムの不具合の確認および審査上の問題点の洗い出しが精力的に行われていることと思います。また、コンソーシアムが主催する研修会が全国で実施され、大臣認定構造計算プログラム(以下、認定プログラム)の利用に関する説明がされました。

当協会では、これまでも認定プログラムに関する意見を発信してきましたが、認定プログラムの実供用にあたり、再度、以下の意見を提出いたします。

1. 確認審査期間の短縮について

研修会では、「建築主事と適合判定を合せた確認審査期間は、認定プログラムを用いて構造計算が行われ入力データが提出された場合は35日以内、それ以外は70日以内である」と説明され、あたかも認定プログラムを使用することにより審査期間の延長はなく、審査期間が半減するかのような印象を与えている。しかし、下記「2. 図書省略について」に記した例に限らず、審査・判定すべき事項は認定プログラムを用いた場合も多数存在し、審査・判定すべき事項に疑義が生じた場合などに「審査・判定できない旨の通知」が発行され、35日以内の審査期間延長の可能性はあるのではないかと。むしろ、その可能性が高くはないか。

認定プログラムを使用した場合の審査期間短縮に対する過度の期待醸成は、建築主や設計者に対して新たな混乱と失望を招く可能性があるため、正しい情報を伝達していただきたい。

2. 図書省略について

認定プログラムを使用した場合、大臣指定書によって確認申請図書の一部省略が可能となっている。研修会では「必ずしも例示されたものが省略されるとは限らない」との断りつきではあるものの、「保有水平耐力計算(プログラムによって自動計算された部分に限る)」など、申請図書が省略できることが謳われている。しかし、以下に示す例に限らず、例示の保有水平耐力計算においても省略できない図書が多数あると思

われる。もう一度、個々のプログラムの適用範囲と図書省略の関係を吟味し、慎重に対応していただきたい。

例えば、今回の仮認定プログラムでは「崩壊メカニズム」の自動判定を行っていないため、設計者が想定した崩壊形の妥当性は適合判定で審査することになる。したがって、「Ds 設定時の塑性ヒンジ発生状況」や「増分解析によるせん断力と層間変形角の関係」が審査できる図書が必要である。

また同プログラムは、プログラム性能評価の内規にある「ピロティ構造として扱う建築物の判別方法と計算ルート毎に定めた適用範囲」の計算を行っていないので、ピロティ構造部分の柱軸力比やせん断余裕度の出力が必要である。

さらに認定プログラムでは従来と比べ多くの警告メッセージが出力され、設計者が所見を述べることになっているが、所見の妥当性を審査するためには、その部分の計算過程の出力が必須になる。

大臣指定書に図書省略の範囲が正確に記載されなければ、適合判定の審査において混乱するばかりに必要な審査がなされない可能性がある。

3. 不具合について

コンソーシアムを発足し、最善の努力が行われていることは理解しているが、1ヶ月程度の短期間でプログラムの不具合を完全に修正することはかなり困難であり、不具合の発生確率をいくら小さくしても、全くゼロにすることは不可能である以上、設計者は不具合発生によって審査が長引いたり、認定取り消しによって既存不適格になるリスクを犯してまで認定プログラムを使用しないことが懸念される。

認定プログラムに不具合が発見された場合には、その影響度は建物毎に異なるので適合性判定の中で影響度を勘案して審査するなど、柔軟な運用方針を公表し設計者の不安を解消することが認定プログラムの利用促進のために必要である。

4. 情報公開について

以上のように、認定プログラムの実供用に対してはいくつかの不安材料がある。

設計者や適合判定員が安心して認定プログラムを運用できるようにするには、コンソーシアムで行なわれた試行内容（どのような建物に対して試行が行われ、どのような不具合や審査上の問題点が抽出され、それに対してどのような対策を講じたか）を公開し、広く意見を求めることが必要である。

その上で、社会の要求に合致した認定プログラムであることを確認した後に、実供用に踏み切るべきである。社会の建築業界への信頼を回復するためにも、認定プログラムの実供用は慎重に行っていただきたい。

以 上